

大和市総合計画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第9号

大和市総合計画審議会規則の一部を改正する規則

大和市総合計画審議会規則（昭和44年大和市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 4 審議会は、第2条第2号に掲げる事務を処理する必要に応じ、部会を設置することができる。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。